

---

◇ 氏家裕治君

○議長（山本浩平君） 続きまして、1番、氏家裕治議員登壇願います。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家でございます。本日は暮らしの安全・安心について2項目7点についてお伺いしたいと思います。

まずもって先日の胆振地方または北海道全域にとっての記録的に短時間大雨に対する災害、その対策について努力されました災害対策本部またそれにかかわった町職員の方々に対してのご苦勞をここでお見舞い申し上げます。またその災害に対しまして被災をされました町民の皆様方に対してのお見舞いもここで申し上げたいと思います。

まず通告順に従いまして質問させていただきます。民間企業また公共施設等まちの施設状況についてお伺いします。AEDの使用が一般に解禁されてことし7月で丸10年がたちます。AEDの普及台数は全国で53万台を超えたともいわれております。民間企業、公共施設等まちの設置状況についてお伺いいたします。

2つ目、救命講習の実施状況と受講者数をお伺いいたします。

3つ目、近年119番通報時から救急車が現場に到達するまで心肺蘇生の実施とAEDの活用事例があればご紹介していただきたいと思います。

高齢化が進む中でAEDを使える人材の育成と救命講習の今後の進め方と課題についてお伺いをいたします。

5つ目、AEDの保守点検の現状と今後の進め方についてお伺いいたします。

2項目めでございます。防災と減災についてお伺いします。1点目、津波・豪雨による避難指示、避難場所周知の現状と今後の課題についてお伺いします。

2点目、水・土砂災害警戒区域の指定を必要と考えますがまちの現状と課題についてお伺いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 暮らしの安全・安心についてのご質問であります。1項目めの救命講習・AEDの啓蒙啓発についてであります。1点目のAEDの設置状況につきましては平成26年8月末現在の自動体外式除細動器いわゆるAEDの設置状況は民間企業33施設、町有施設20施設、その他の公共施設3施設で合わせて56施設に61台のAEDが設置されています。

2点目の救命講習実施状況と受講者数につきましては平成25年には講習会を34回実施し612名の町民の方が受講されています。本年については8月末で23回553名の方が受講されています。一般の大人を対象とするほかに小学生高学年や中学生の若年層に対しての普通救命講習を実施しており幅広い世代の人が受講されています。

3点目の救急車が現場に到着するまで心肺蘇生の実施とAEDの活用事例につきましては、119番が入電し情報の聞き取り中に心肺停止が疑われるときには通信指令員が口頭で関係者に対し身体蘇生法を実施するよう指導を行います。またAEDが設置されている施設からの通報であれば心肺蘇生法の実施とあわせてAEDの活用を指導しております。実例としましては本年8月に1件のAED使用例がありました。

4点目のAEDを使える人材の育成と救命講習の今後の進め方と課題につきましては、毎月消防本部で実

施している普通救命講習を継続実施するとともにAEDが設置されている施設の関係者のすべての皆様が取り扱うことのできるよう取り扱い個別講習を進めるとともに、小さい子供から高齢者まで1人でも多くの町民が応急処置の技術と知識を習得できるよう一層の対応を進めてまいります。

5点目のAEDの保守点検の現状と今後の進め方につきましては、平成16年7月から突然心臓がとまったときに使うAEDを一般の人が扱えるようになり10年が経過しましたが全国的に保守管理に関する問題が発生しております。当町の対応は厚生労働省から通知等に基づき町内のAED設置管理者に対しまして管理状況等の調査を実施するとともに危機保守管理に関するリーフレットを配布し周知を図っているところであります。

2項目めの防災・減災についてのご質問であります。1点目の津波・豪雨による避難指示、避難場所周知についてであります。避難指示などについては昨年度作成した白老町津波避難計画全体計画の中で津波の避難指示などの発令に明確な基準を定めたところであります。また土砂災害の避難指示などの基準については今年度避難勧告等の判断伝達マニュアル案が国、道から示されたのを受け現在作成中であり水害及び高潮災害の避難指示などの基準については来年度北海道からマニュアルが提示される予定であります。

次に避難場所の周知ですが昨年度全戸配布した防災マップ、町ホームページで周知するとともに避難場所に看板あるいは付近に誘導看板を設置し住民への周知に努めているところであります。全国的に自然災害が増加している中、被害を最小限に食いとめるためには災害が発生する前の自助・共助・公助による備えが重要と捉えております。

2点目の土砂災害警戒区域の指定についてであります。土砂災害から生命、身体を守るためには土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにしておくことが重要と考えております。土砂災害警戒区域の指定については北海道が指定することになります。市町村が指定に対し同意した場合に区域指定が決定されます。町内には90カ所の土砂災害危険箇所があり現在その中で指定された区域はありませんが今年度から土砂災害警戒区域の指定を進めていく考えであります。

次に区域指定を進めていく上での課題ですが全危険箇所の基礎調査が終了するまでに長時間が予想されること、地域住民の区域指定に対するご理解をいただくことなどが課題と捉えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今町長のほうから答弁をいただき全体の答えはいただいたものと思いますが、改めて若干何点か具体的に今後の進め方について質問させていただきたいと思っております。

2012年度消防庁統計によると救急搬送された心肺停止傷病者のうち現場に居合わせた市民によってAEDを含む応急手当が実施された割合は44.3%。これは全国の割合です。北海道においてはもうちょっと低いような数字だと思います。実施率は毎年伸びていますがまだ半数以上が救急隊が到着するまでに何も手当てされていないのが実情にあるといわれております。心臓の突然死が年間7万人に達する今救命現場での何もしないを減らすこういった活動が重要になってまいります。通報を受けてから救急車が到着するまでの所要時間は全国平均で8.3分といわれています。そこに居合わせた人が何もしなければ致命的な状態となります。何もしないを減らそうと神戸市で取り組んでいる事例がありました。9年前から取り組んでいる事例ですが119番通報時のAEDマップの活用でございます。このAEDマップの活用、AEDマップというのはAEDが設置されている公共施設や学校、民間の企業、商業施設などをまちかど救急ステーションとして

登録し現在には 1,884 カ所にのぼっているといわれています。消防が 119 番通報を受けると直ちに通報者の位置を AED マップ上で特定してほとよりの AED の場所をビルの 1 階ロビーのエレベーター横にあるというお知らせの仕方なのです。わかりやすく伝えることが大事であると。もし取りに行ける人がいない場合には AED の設置責任者に連絡をして現場まで持って行ってもらう取り組みを行っているというのです。まさに一刻を争う救命現場での時間のロスを縮める工夫をしているということなのです。我がまちにおいても先ほど事例が 1 件あったとお伺いしておりますが、町民意識を高めることも大事ですがまずは AED マップ、設置マップの作成に取りかかるべきだと考えますがそういった考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今のご質問にお答えいたします。当町のホームページに AED の設置場所を表しております。あわせまして施設名と住所を記載しております。ただ今の議員のおっしゃるとおりの部分なのですが、まず AED に関しまして消防に届け出義務がないというのが私は 1 つの問題点だと考えております。厚生労働省の所轄でもあります。それで当消防本部は立入検査やさまざまな部分でまたは設置者事業所からうちの事業所はつけましたという連絡もいただいたり、また寄附などがありましたら新聞記事から網羅して AED マップを作成しています。ただその内容が 100% ということにはちょっと疑問があるところなので、9 月 9 日救急の日がありましたのでそれで 6 月にアンケートを実施しようということで各 AED の設置されている現状を把握するためにアンケート出しています。私どもも 7 月に総務省消防庁が厚生労働省の通達を基本にして出しました。今氏家議員がいました場所につきましてはそのアンケートの中で調査しております。ここで相手側のご理解がいただければ表示したいと思っております。ただ私もこれに関しましていろいろと調べましたら、つけた事業所さんでは広めないでほしいという事業所さんも実際にあるわけです。そういうところを理解を得ながらで表示をしていくということと、それから設置されていてもその建物の外側に表示してほしいということの活動も消防としては展開しております。これらのものを順次進めていくことによって通報時点で、消防の場合は通信指令室に AED の設置場所一覧表が表示されておりますので 119 番がかかってきた施設から AED が必要であると判断した場合にあってはすぐ口頭指導の中で使用をお願いするわけなのですが先進地の消防の中で照会が総務省のほうで出ている中では今氏家議員がいわれたとおり近くの施設に何々がありますというところを表示もあります。ここら辺も設置者側の理解を得ながら進めていきたいと考えております。結果的に機械があっても使える人間がいなければだめだということになります。この問題も当然進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。今消防長がいわれたとおりなのです。その設置されている企業そういったところの理解がなければマップというのはできないのです。でも私は思うのです。そういった理解を示してくれる企業そういう方々だけでもこういったマップの中に落として連携を密にとれるような形をするべきだと私は考えます。これが消防のほうの権利としてはないのかもしれない。これは行政のほうからそういった呼びかけ、これは強制ではなくて呼びかけをしながら、最終的にこれは保守点検のところでお話しようと思ったのですが、そういったことも含めて行政も何らかのアクションを起こしながら協力体制を得ることが大事だと私は考えています。また 24 時間営業のコンビニ一番わかりやすい場所なのです。24 時間のコンビニについても誰でも使える AED の拠点とすべき考えを今後進めていくべきではないのかと。本当

に一番わかりやすく 24 時間やっているのだと、あそこに行けば何とかなるという 1 つの目安になる。これもそういった企業さんの協力も必要ですし、また行政の呼びかけ、行政の支援というのにも必要になってくるかもしれません。そういった考え方も含め再度質問させていただきます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 私が考えている方向性と全く同じだというふうに判断します。ただ A E D の機械本体は 30 万円ほどします。大分安くなりました。あと維持管理経費というのがかかります。私どもが A E D をつけた場合にどのぐらいの経費がかかるのですかということになりますと 5 年間計算でおおむねコーヒー 1 杯。コーヒー 1 杯 350 円が高いかどうかという問題なのですけれども。そのコーヒー 1 杯で従業員が守られる、または地域が守られるということです。あと自動販売機のリースです。自動販売機をつけることによって A E D をつけると。また後は寄附だとかがあります。問題はつけた後維持するというのが大変なのです。この問題をいかにクリアしていくかということも今後課題であります。24 時間特に厚生労働省が A E D を設置する場所の理想的な場所、飛行場から始まりまして、学校、保育園そういうさまざまなところを理想の場所として指定しております。その範囲の中当町に当たる部分につきましては消防のほうも前向きに P R していきたいと思っています。将来的にいうと明るいニュースとして国立博物館という構想が出ています。当然ほかのまちからたくさん来るわけですから、そういうところで町民だけでなくそういう方にも安全・安心を与えたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 今消防長がいわれたとおりこれから交流人口を見越した安心・安全な考え方、町民だけではなく地方から来られる方々の安心・安全も含めそういった前向きな取り組みを進めていっていただきたいと思います。まずこれはやっぱり計画的に物事を考えながら一步一步進めていかなければいけない問題だと思しますので、最後に町長の見解もお伺いしますが進めていっていただきたい問題だと考えます。

2 つ目の救命講習の実施状況と受講者数については今お答えをいただきました。理解できました。A E D は簡単だという人もいるのですが使うのがやっぱり怖いという人も中にはいらっしゃるのです。大阪医科大学の准教授の西本さんという方は例えば助からなかったとしても心肺蘇生を行った人が罪に問われることはないのだと。むしろ何もしなかった場合のほうが問題なのだ。そもそも A E D は電気ショックによる除細動が必要な人にしか働かないそういった機能なのだ。電気ショックが必要かどうかを診断する機械でもあるところおっしゃっています。こうした正しい認識を持ってもらうことが先入観や恐怖心を乗り越える鍵になるといいます。また西本氏は救命講習を受ける意義について、形式的な講習会ではなくて気持ちのスイッチをどう入れるかが大事になってくるところもいわれています、気持ちのスイッチというのはどういうものなのかということは今ちょっとお話しますが、2011 年 9 月に埼玉県の小中学校で駅伝の練習中に亡くなった女生徒の事例です。救急隊が到着するまでの 11 分間 A E D を含めた救命処置が行われなかった。学校関係者は約 2 週間前に救命講習を受けていたにもかかわらず誰も気持ちのスイッチが入らなかったといっています。人が突然倒れて反応がなく呼吸がおかしいと思ったらとにかく胸を押すこと、迷ったらとにかく心臓マッサージを優先的にやってみることが大事。今後の救命講習の課題は知っている人から使える人への人材育成だと思えます。先ほど消防長もおっしゃったとおりだと私も考えます。今後の取り組みについてこの辺も含めて答えをいただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今の質問にお答えいたします。残念ながら小さな命が失われるということは大変悲しいことです。その場所にAEDがあって講習を受けた人がいたという状況であってもできないという、自信がない、おっかない、責任はどうするのだということが確かに聞かれます。そういうことを防ぐために救急講習を1回受けただけではなくて、普通救命講習3時間講習に対しまして再講習を受けるということが必要になってくる。基本的にいうと周りの人間を助けるという気持ちが進まなければならないということです。大きなことをいえば使命感をかもかもしれません。そこをいかに育成していくかということです。普通救命講習を受講した数が当社は何%いますという話ではなくて実際にそれを行える、判断をできる人を育てていくということです。このためには今小学生の高学年、学校関係から順次教育を進めていくことが私は大事かと思えます。特に命の大切さというものを学校の中で進めていく。先般ちょうど新聞の中で学校の先生に指導者を養成していこうという文科省の記事をたまたま目にしました。そういうことも含めまして重要なポイントを押さえていながら消防ができる場所をお願いして、そしてやっていくというようなことが大切かと思えます。

また高齢者の方に関しても実は心臓マッサージというのは2分間ぐらいが限度です。そうすると先ほど氏家議員いいましたが8分という2分ずつ割ると4人か5人必要になってくるということでもあります。そういう方が声をかけたときに4、5人集まっていたら消防が、医療機関がということで救急の連携がうまく進む、バトンタッチがうまく進むということにつながると思えますので多くの受講者、できる方を育てていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 今の消防長のお話から、また町長の1問目のお答えから小学校高学年、中学生または若年層に対してのこういった講習の実施のあり方というのが本当に大事になってくるのだろうと思えます。私も10数年前にこの講習を受けていますが、もう10年もたってしまうとあれこれはどうだったかとか、このときどういう対応だったかとかとわからなくなってくるのです。ですから継続的に、例えば小学校でやり中学校であり高校でやり、そして社会人になって企業に入ってやりとこういった継続の連鎖がいざというときに役に立つ。100%ではないです。あくまでもこれは減災だと思います。100%命が助かると保障は何もないのです。ただやらないよりはやったほうが救命率が高まるということを考えれば、こういった計画的な救命講習を行っていくことが大事なのだと感じます。

高齢化が進む中で、今消防長が話をされました、私もそこについては本当に危惧しています。高齢化が進む中では救命処置に携わる人も高齢者であるということが白老町においても現実にあります。先ほど消防長がいったとおりのそういった場合が想定されるわけです。1分間に100回です。それも胸が5センチぐらい圧縮されるぐらいまで押さなければいけない。こういった運動を100回というマッサージを高齢者がやるということはすごく重労働になってくると思えます。先ほど消防長がいったとおりの身近に1人でも多くの使える人が必要になってくると思えますので、今後高齢者に対しての救命講習の場をどうこれから設けていくのか、どう設けていく必要があるのかをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 今のご質問にお答えいたします。実は議員皆さんにもお配りしております消防年

報、あの中に見ていただければ年齢別の救急搬送が書かれております。944 件の救急出動がありまして空振りもありますけれども大体 64%が高齢化といわれている方々の救急出動ということになります。高齢者が高齢者を応急手当でするという時代ははっきりいって目の前に迫ってきているのは事実です。その中で当町の高齢者、高齢者がいくつまでかという話になりますけど皆さんお元気です。それで若い方だから高齢者だからということで応急手当や救命に関して差はございません。逆にいうと高齢の方のほうが一所懸命まじめに受けていただけます。ただ問題なのは先ほどいいましたが心臓マッサージだけに関しましては2分間というのは大変つらいだろうと。ただ骨折や止血そういうようなものもすべて応急処置の中に入っていて実際にバイスタンダーといわれている方々、一般講習を受けた方が止血だとかを実際に行っております。年間件数をちゃんと調べておりますけれども。我々としては毎月開催しているもののほかに各団体に呼びかけを行っております。

また自主防災組織に関しては消防も関連があるのでちょっとお話をしてみたいと思うのですが、自主防災組織 74%ぐらいの設置率なのですが自主防災組織の中には消火班だとか救助班だとか、それからご飯などを用意するそういう班も確かつくっているはずなのです。その中に応急班とあるはずなのです。応急手当で班という方々に特に広く受けていただきたいということで、ことしの4月に消防のほうでの出前講座の中に救急講習のほかに簡単な家にあるものでの救助、ジャッキだとかそういうものを使って救助できる方法も指導しますということで若干メニューの改正を行いました。そういうところも平成 26 年度の消防の方針としてうたっております。そういうことで地域に係るそういうところをいかにしてふやしていくかと。その中であわせて高齢の方、特に高齢の方ではなくてできれば平均的に全部の方に受けていただきたいけるように努力してまいります。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。それでは AED の保守点検についてお伺いいたします。最初消防長のほうから説明のあったとおり町内の AED 設置者、先ほど設置者の把握をすることが大事だという話をしていましたけれども、AED の設置者を把握することというのは協力業者に行政として、これは消防からのそういった権限はないという話がありましたけれども行政として AED の設置施設の企業、民間の方々に協力を得られたときには表彰といいますか、ここの企業が設置していますという表彰、行政と企業との間を結ぶそういった形のものを付与する。そういったことで例えばメンテナンス業務だとかバッテリー切れで使えないということを防ぐそういったことに力を注ぐことが必要だと思います。先ほどいったとおりそうした企業の協力がなければできないことなのですが、いざという時に人命を助けるそういったことも含めまして今一度、例えば設置業者には行政として表彰を付与するそういった形で企業とのつながりをつけていく考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） 若干消防長が答えるところを逸脱するかもしれません。今現在私どもが考えているのはそこまでは考えておりません。まずは設置数が今の数で足りるかという私は足りていないというふうに判断しております。事業者さんがつけていただくということは自分の社員を守ることが前提だというふうに判断しております。その社員を守る、うちについています、自由に使ってください、それは会社の心意気そういうものが町民に認められれば私はそれで十分かと思っています。ただ実際に消耗品を維

持できないというところが実際にありました。撤去したという話も聞いております。ここの問題はなかなか難しいところで先進地とっていいのでしょうか、条例化しているところもあります。AEDを設置化して、設置しなければならない施設について条例化をしているところもあるし、AEDを寄附してくれた会社を大きく名前を出してそれをPR、それによってその会社の知名度を上げるというような実施要綱をつくっているまちもあると聞いております。そういうところは私どもも研究をしてやっていきたいと思っていますけれども現在そのような表彰云々ということについては全く考えておりません。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。私は例えばの話でいいました。どんな形でも企業と結びつくことによって、先ほど消防長もいいましたけどAEDにはメンテナンスの義務というのがないのです。ですからそういったことをお互いに情報共有しながらどうですかというような呼びかけも大事なことなのではないかと考える一人でありますのでぜひそういったこうでなければいけないというものではなくて、せっかくあるAEDを本当に必要なときにメンテナンスが悪くて使えなかったとかそういうことがないような状況を白老町内でつくっていただければと私は考えております。

この問題については最後になりますますが年に1度災害訓練等々を行っています。白老町もつい先日行われました。大がかりな災害訓練というのはここ数年、3年ぐらいになるのですか。この避難訓練、例えばどここの避難場所に退避してくださいと今までの取り組みは津波を想定した避難訓練だと思います。ただあらゆる災害を教訓にこういった訓練を進めるのであれば、例えば避難場所に来た人方に対して救命救急の措置を目で見てもらい、そして体感してもらうそういった取り組みも私は今後必要になってくるのではないかと思います。最近聞かれた言葉にはまた同じようなことと、何人来たか数えて終わりとかそういう飽きるような訓練ではだめなような気がします。先ほどもいいました継続的な講習そして年に1度の災害訓練にそういった講習を生かせるような場所づくり、そういったものが今後の取り組みの中で考えられないかどうか。そこをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 防災訓練のことなので私のほうから前段として防災訓練の今回の実施、過去にも実施していますがその目的というものをまずお話しておきたいと思えます。

ことしの8月30日に大津波に対する避難訓練ということで実施いたしました。25年、24年同じ形で大津波に対する避難訓練ということで実施しております。まずこれの目的は東日本大震災の大津波あの津波の災害を目にして津波に特化した防災訓練ということでまずはやりました。その中で同じ訓練を3回行っていると。これにはたくさんの町民の皆さんあるいは企業の皆さんが参加していただいているのですが、やはり継続的にやっていくこと、例えば1回目は参加できなかったけど2回目は参加できたと、3回目は参加できないけど来年は参加しようとかそういうような形で町民の方にもし大津波が来たときにはどういうふうな経路をたどってどこに避難すればいいのかということのを最大の目的として実施しております。それが最終的には命を守る行動につながるというふうに確信しておりますので継続的に3年やってきたということなのですが、今議員おっしゃったように来年度以降は少し工夫をした防災訓練にしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

[1番 氏家裕治君登壇]

○1番(氏家裕治君) 私は決して今までの取り組みを否定しているわけでも非難しているわけでもございません。今までの取り組みをやってきて3年がたち今後の取り組みについてお伺いしましたので今の答えをいただいて本当に町民の方々も今後どういう取り組みをするのかということについては関心を持っているはずですのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に防災と減災についてお伺ひいたします。最近は本当に記録的なだとか想定外のという言葉が新聞を賑わせます。またこういったことを考えますと今回もそうだと思いますが単独では例えば避難の難しい高齢者、障がい者の姿が見え隠れします。確かに防災訓練を通しながら見るわけですけれども例えば防災無線が聞こえなかったとか、だからどうだとかこうだとかいろいろな課題が出てくるのです。でも実際形式的に考えると聞こえた人がその人たちに伝えていくことが必要なのだというわけなのですけれども、それが実際の災害のときに生かされるのか、そういった人が近くに本当にいるのか、時間的なものはどうなのか、災害というのは突発的に起きるということを前提に考えたときに、今後単独では避難の難しい高齢者、障がい者への対応というものをどう考えているのかちょっとお伺ひします。

○議長(山本浩平君) 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長(畑田正明君) 高齢者あるいは体の悪い方そういう要配慮者、災害時には自分一人ではなかなか避難することができないという要配慮者の方々につきましては健康福祉課のほうと一緒に要援護者の計画を作成している状況なのですが、健常者につきましては自分で避難できる、要配慮者の方につきましてはそういうような計画を作成した中で今後対応、誰が体の弱い方あるいは高齢者の方を避難のときに援助するかというような体制づくりは今現在計画作成の中で進めていってございます。以上です。

○議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 今防災担当課長のほうから説明ありました。現在健康福祉課のほうで要援護者の関係の計画等をまとめている最中でございまして、議員おっしゃるとおり災害というのはいつ起きるかというのが全くわからない状況で非難が必要と思われるの方々に対して時間とかそういう形の中で誰が実際に援護していくのかその辺の難しさというのが大変あります。そこで今うちのほうは計画の作成の中ではまず該当するであろうと思われる方々の名簿を作成いたしまして、今度その方々の情報を元にどういう形で避難をしていただくかそういうふうな形の全体的な計画を取りまとめている最中でございます。

○議長(山本浩平君) 1番、氏家裕治議員。

[1番 氏家裕治君登壇]

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。こうした最近の土砂災害だとか津波だとかいろいろな災害を見てもみますと、例えば白老町に置きかえてみますと何かあったときに単独で逃げることができない高齢者の方々が集まっている萩野の海岸沿いにあります障がい者住宅の移転についても積極的に考えていかなければいけない時期に入っているのだと思います。前回この件について質問させていただいたときに町長のほうからは今後の公営住宅の建設にあわせて考えていきたいという考え方を多分もらっていると思います。財政が大変なのはわかるのですが新たな公営住宅を建設するまでの間のすき間の政策というのは今後とられていくべきではないのかと考えるのです。それではこの財政が大変なときにいつ建てるのかと。例えばの話いろいろな計画を見直したとしても緑丘公住は古い建物かもしれない、でもちょっとお金をかけて改装すれば障がい者の方々も住みやすい、何とか住めるような、新しい公住ができるまで新しい施設ができるまでの間のす

き間を埋めるような政策にはなっていくのだと私は考えるのです。確かに財政は厳しいです。ただ最近の世の中を見ますと財政が大変だったから何もしない、何もしないわけではない、今いったとおりの福祉課のほうではそういった要援護者の計画もつくって今後進めていこうとしています。でも災害というのは待っていないかもしれない。そういった人方を財政が大変だったからどうしようもなかったというような言い訳だけは議会も行政もしてはならないと私は考えるのです。ですからちょっと厳しいかもしれませんが新しい公住ができる新しい施設ができるまでの間のすき間を埋める政策を何とか考えていただきたいと思いますが、これはやっぱり町長だと思うのですがどうでしょうか。移転についての考えです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず考え方として今の身障者の萩野の住宅も財政が許して建てかえるとしたら同じ場所には建てないというふうに思っております。今氏家議員おっしゃるとおりそれはいつなのか今は確定しておりませんので、そのすき間を埋める政策としてどうかというご意見だと思います。例えば今緑丘の住宅の話があったのですが、今公営住宅も段々集約をしている中に萩野の障がい者の住んでいる住宅も新しいのができるまでに身障者が使えるような住宅という考えは持つことはできると思うのですが、今ははっきりいつまでにこういう形ですするというのはなかなかちょっと難しい答えになると思いますので、今のご意見は公営住宅の新しいあり方のときには新しい住宅を建てるのではなくてそのすき間を埋めるための政策として考えさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。町長、私最近よく思うのです。単独では避難の難しい高齢者の人達を安全な場所に移転したり集約することで、先ほど防災担当課長がいていたとおりの人方を見守ったり支援する手も届きやすくなるのだと思うのです。そうですよね、集落分散しているよりもそちらのほうがずっと見守ったり支援しやすいのだと思うのです。ですからそういった面も含めて計画の中にそういったものも早急に考えていくことが私は必要だと考えておりますので、最後にまた再度考え方を伺いますがそういう考え方のもとに今回こういう質問をさせていただきました。

それと災害警戒区域の指定についての質問ですが、私は町民に不安をあおるということではないと思うのです。自分たちの住んでいる場所がどういった地理的条件なのかを知ることが一番大事なことなのだと思います。災害時の予測を立てやすくなるのと同時に迅速な行動へ導くためのものだと私は確信しているのです。ですから町民一人一人の災害に対しての意識を高める上でも町独自の区域指定を含めた考え方を進めるべきではないかと考えております。ただ今この質問については先ほど防災マップ上に90カ所の土砂災害の予測地域そういったものが指定されているということでもあります。それは先ほどの答えでも理解できました。これからまた北海道のいろいろ考え方の中でそういった区域の指定がされていくものとも考えます。ただそういったところに住んでいる方々に対して例えば自治会なり町内会単位にしても計画的に講習なりそういったものを個別に進めていかなければならないような気がします。個別ということは一戸一戸ではなく地域地域の中でそういった講習も計画に進めていかなければならない。そうすることによって一段と危機意識というものをちゃんと高めることができるのではないかと。行政というのは最後まで面倒なんか見られません。いろいろな災害を見ていても2、3日たってからの災害救援になってくると思いますので、あくまで自主的な判断を下していかなければいけないということであれば今以上に地域での講習活動が必要になって

くと思いますがその辺についての考え方を今一度お伺いします。

○議長（山本浩平君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ただいまのご質問ですが、ここでいっているのは土砂災害警戒区域、危険箇所は 90 カ所ということで答弁させていただいております。答弁でもいっておりますが最終的な指定は北海道がするわけですが 90 カ所のうちまだ 1 カ所も指定されていない状態です。というのはまず流れとしましては 90 カ所の基礎調査を道のほうで実施します。それでここは危険箇所として道のほうで認定する考えですけど市町村の考え方をお聞きしますというような流れになって、それを受けて各危険箇所の住民の方を対象にして説明会を開くような、これは絶対開かなければならないというような規定はないのですが、危険な場所に住んでいる方々にここは危険な場所ですということで最終的に指定になる確率が高いですという現状を説明して、そしてそれを受けて皆さんの理解を得た中で北海道のほうに町のほうとしてはこの箇所は指定して構わないですというような回答をするような流れになっているのですが、今調査が終わった箇所が 90 カ所のうちまだ 2 カ所なのです。それで今年度その 2 カ所の指定箇所に対して町と道のほうで合同で 2 カ所の地域の方に説明会を今後開催する予定をしております。その中で地域の方のご意見を聞きながら指定するような流れにはなっているのです。ですから残りの 88 カ所についてもまずは道のほうで調査します。そしてこういう結果が出ましたというようなことでその結果を受けて各地域、実際に住居がない地域もあるのですが住居のある地域の方々については必ず説明会を実施した上で地域の理解を得た中で指定までの事務手続きをしていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 課長の本当にぜひそういった形の中でスピード感を持って地域での認知度を高めていただいて自主的に避難に進めていけるような活動にしていっていただければと思います。

最後になりますがこういった質問しているとやっぱり高齢化社会というものが頭にどうしても浮かんで離れないのです。そこをちゃんと直視していかなければいけない。直視しないと計画も立たない。従来どおりの形式的な政策だとかそういったものになりかねない。訓練も含めてです。そういったことまでどうしても頭によぎるわけです。今回こういった質問をさせていただいたのは今白老町の中では単位町内会でのコミュニケーションのとり方も段々難しくなっているこれは共通した考え方だと思います。そういったものを直視したときに自助と共助と公助という物事の考え方も段々変わってくるのではないかと思います。基本的には変わらないのかもしれないけれども、例えば草刈りひとつとってもそうです。今までは町で大変なところを財政も大変なのだとか町内会さんお願いできないでしょうかと。そうしたらいいと、このぐらいだったらうちでやってやるかといっていた仕事もなかなかもうできなくなっているという現実がある。そういうことを考えていくとこの先どうなっていくのだろうと不安に思うわけです。そう考えたときに公助という形の中では先ほど町長もいったけれども分散化された集落の災害弱者という人たちをある程度の集落でまとめたほうが、公共の立場として行政の役割としてそういった地域をつくり上げていくこともやっぱり大事なのかと。コンパクトなまちづくりになるのかもわからないけれども人口減少も含めてそういった考え方になっていくのだろうと。共助という考え方の中では見守り支援できる地理的な環境の整備。この環境の整備はやっぱり行政にやってもらわなかったらできないのだと思うのです。その中で地域コミュニティの確立だとかそういったものはその地域の人たちでもってやってもらおうと。段々とそういったところにシフトし

ていかないと頭の中でいくら描いていても全体が今こうだからというふうにして前に進んでいかないような気がします。例えばコンパクトなまちづくりをもし町長が目指すのであれば1つでも何か事例をつくりながらこういう形で進めた、次にはこういうところ、次がこういう形でという計画的なものがないとなかなか難しいような気がします。ですから今は萩野の障がい者住宅の話でちょっとお話ししましたが、自分の家を持ちながらそういった危険な場所に住んでいる方々もたくさんいらっしゃるでしょう。そういった方々の希望に応じてそういった住宅に移り住めるようなそういった条例というか政策も必要になってくるのかもしれない。きょうの質問はそういったことが1つの念頭にあって、これからの高齢化社会、人口減少問題、コンパクトなまちの中でもって高齢者をどう見守っていくのかとか災害時の対応はどうかということを中心に質問させていただきました。最後に町長の考え方を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 環境整備は確かに行政の仕事であるのと同時に地域コミュニティをつくっていくのは行政と地域の住民と一緒にやっていかなければならないというふうに考えております。

先ほどの身障者の話もそうなのですが環境整備にはお金のかかる部分もありますので、まずできることは健常者も含めて元気な人たちが弱者、身障者や高齢者も合わせた弱者の方々の状況を把握していざというときにどういう対応をとらなければならないのかということをも自分たちが状況を把握する。これは町内会にある防災組織も含めて災害に強いまちづくりの1つだと思っておりますのでその辺の意思の醸成と、それに合わせて老朽化している施設もしくは地域ここにあります土砂災害危険箇所その辺の方々の意識も自分のところの地域は危険なのだという、いざとなったらこういう避難場所にこういう避難をしなければならないという意識の醸成も必要だと思っておりますのでこの辺は3年前からやっている全町挙げての避難訓練に、先ほど議員おっしゃいました何かこれにまた去年とは違う付加価値を合わせてそういう行動をとっていきたいというふうに考えておりますし、今のご指摘、ご指導いただいた部分も十分に私も把握させていただいてどういうことからできるのかということをもまた考えていきたいというふうに思いますし、これから超高齢化を迎える社会にとってはこういうことも非常に必要だというふうに認識しておりますのでまたご助言をいただければありがたいと思っております。これについてはこれからということではなくて今までやってきたものをまたさらにいいものに延長づけていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で、1番、氏家裕治議員の一般質問を終了いたします。